

令和3年4月から

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年2か月以上ある場合

山梨県
【医療機関向け】

B型肝炎ウイルスC型肝炎ウイルスの感染に

起因する肝がん・重度肝硬変の

入院・*通院医療費が助成対象となります

*通院は肝がんの分子標的薬を用いた化学療法

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院または通院治療を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下（裏面参照）
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける
- 医療費の自己負担額が一定額を超えた月が、年2か月以上ある
- 都道府県が指定する医療機関（**指定医療機関**）に入院または通院している



本事業は指定医療機関に入院または通院している患者が対象者となります。指定医療機関の要件は次のとおりです。

- 肝がん・重度肝硬変入院または通院医療を適切に行うことができること
- 患者に対し本事業についての説明及び医療記録票の交付・記載を行うこと
- 患者から依頼のあった場合には、肝がん・重度肝硬変で入院または通院医療に従事している医師に臨床調査個人票（診断書）を作成させ、交付すること
- 公費負担医療の請求医療機関として公費請求を行うこと
- その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること

指定医療機関について

助成対象となる医療行為の例

肝がん：

通院：分子標的薬を用いた化学療法

手術：肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等

薬剤：化学療法剤（ミリプラチン、ソラフェニブ等）、鎮痛薬（モルヒネ等）、他

重度肝硬変（非代償性肝硬変）：

手術：食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等

薬剤等：肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルバプタン等を使用している場合
肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の効能効果を有する
薬剤を使用した場合等

山梨県感染症対策センター 感染症対策企画グループ

感染症対策推進担当（TEL:055-223-1505）

または最寄りの保健所の地域保健課へ

□中北保健所（TEL:0551-23-3074）

□峡東保健所（TEL:0553-20-2752）

□峡南保健所（TEL:0556-22-8158）

□富士東部保健所（TEL:0555-24-9035）

□甲府市健康支援センター（TEL:055-237-8952）

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」（肝ナビ）から、全国の指定医療機関を検索できます。



患者様の利用の流れ

①入院または通院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で**医療記録票**を受け取って下さい

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に**臨床調査個人票（診断書）**を記載してもらった上で、**同意書**に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院または通院する度に、指定医療機関で**医療記録票**に入院または通院の記録をしてもらって下さい

臨床調査個人票や同意書、医療記録票(※)などを添えて都道府県に申請して、**参加者証**を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院または通院して**自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に2月以上**あるときに、3月目から**自己負担額が月1万円**となるように助成を受けることができます

※ 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が2月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

○助成対象者の適用区分・所得区分

次のいずれかに該当しなければなりません。

年齢区分	(限度額適用認定証等における適用区分・所得区分)
70歳未満	[適用区分工] 年収約370万円未満 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下
	[適用区分才] 住民税非課税者
70歳以上 75歳未満	[一般] 年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)
75歳以上	[一般] 年収約156万～約370万円未満 標報26万円以下 課税所得145万円未満等
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)

○必要申請書類（共通）

この他にも年齢や所得、健康保険の種類によっては、必要な書類があります。詳しくは病院や保健所の担当者にご確認ください。

新規申請	更新申請
<ul style="list-style-type: none"> ・臨床調査個人票等 ・被保険者証(写) ・限度額適用認定証等(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者証(写) ・被保険者証(写) ・本人の住民票(写) ・医療記録票(2/12以上)(写)